

くらしステップアップ

消費者トラブル情報配信

あなたのスマホに、最新の消費者トラブル情報をお届け！

鹿児島市LINE公式アカウントで、本市に寄せられる最新の消費者トラブル情報や身近な消費生活情報を配信しています。



安心・安全な暮らしを
LINEでサポート！



トラブル回避のコツ、
LINEでサクッとゲット！

皆さんや
周りの方を守る
情報として
お役立てください。



- 【配信内容】・消費者トラブル情報
・消費生活に関する講座情報
・トラブル事例などの啓発資料
例：不審な電話、悪質な通販サイト、
消費生活教室の参加者募集 など

登録は



(市ホームページ消費者トラブル情報)

消費生活出張講座

学んで防ぐ！“役立つ知恵”をお届けします！

消費生活相談員や地域消費者リーダーが皆さんの地域や職場、学校などへ伺って、消費生活に関する講座を行っています。町内会やお達者クラブ、PTAなど市内で活動されている団体や企業の研修、学校の授業の一環としてご利用ください。

無料！



- 講座は平日の9：00～17：15の間で30～60分程度
○お申込は実施希望日の2か月前までに
(町内会やお達者クラブ等は1か月前までに)

- 【講座内容】・契約やクーリング・オフの基礎知識
・最近多い消費者トラブルやその対処法 など

まずは
お電話を！

詳しくは



(市ホームページ消費生活出張講座)

こんなとき、あなたならどうする？

SNS型投資・ロマンス詐欺

〈あなたの“こころ”と“サイフ”を狙う！〉

こんなとき

- SNSや動画広告で「簡単にもうかる」「スマホで15分」などの投資、副業広告を見て登録した。
- 有名人の名前を使った広告を信じて、個人名義の口座に振り込みを求められた。
- メッセージアプリやメールで知り合った相手から「会いたい」「将来のため」などと言われ、旅費や生活費を送金した。



定期購入

〈その契約、知らぬ間に続く“定期購入”では？〉

こんなとき

- ネット広告で化粧品や健康食品を購入したが、1回だけのつもりが定期購入契約だった。
- 解約しようとしても、広告ばかり表示されて手続きできない、電話もつながらない。



オンラインゲーム

〈ゲームの楽しさに潜む“落とし穴”に注意！〉

こんなとき

- 子どもが保護者のクレジットカードを無断使用してゲームに課金した。
- 保護者の古いスマホで登録済みの決済方法を使って高額課金した。



賃貸住宅

〈借りる前に知っておきたい“原状回復トラブル”〉

こんなとき

- 賃貸アパート退去時、費用は少ないと言われたのに高額請求された。
- クロス貼り替えなど、敷金で足りず追加請求された。





当センターに寄せられる
ご相談の多いものなどをご紹介します。

SNS型投資・ロマンス詐欺

ここに注意！

- うまい話はありません！
- 「100万円が1億円に！」などの広告は詐欺の可能性大。
- 振込先が個人名義の口座なら詐欺確定。一度送金すると取り戻すのは困難。
- 有名人の広告は公式サイトで注意喚起を確認。
- 面識のない相手はなりすましの可能性あり。お金の要求には絶対応じない。
- 「借金してもすぐ取り戻せる♪」の勧誘は危険。きっぱり断る！

だましは
だまされんぞ！



ここに注意！

定期購入

- 通信販売にはクーリング・オフ制度は適用されない。
- 返品特約の有無と内容を必ず確認。
- 注文時の最終確認画面で「提供回数」や2回目以降の条件（分量・代金）をしっかりとチェック。
- 契約内容が表示された画面はスクリーンショットで保存しておくで安心。



ここに注意！

オンラインゲーム

- 子どもにスマホを使わせるときは、決済情報が登録されたアカウントからログアウト！
- 子ども専用アカウント+ペアレンタルコントロールで課金を承認制に。
- 利用状況を定期確認。決済メールやカード明細をチェック。
- 家庭内ルールを話し合う。無料範囲を確認し、課金の約束ごとを決める。



〇〇家のスマホルール5か条

ここに注意！

賃貸住宅

- 契約前に契約書の内容を必ず確認。禁止事項・修繕・退去時の費用負担をチェック。
- 入居時にキズや汚れを記録しておくでトラブル防止に有効。
- 退去時は精算内容を確認し、納得できない場合は説明を求める。貸主と一緒に現状確認を。



無料!

鹿児島市消費生活センターでの催し

参加して学ぼう、くらしを守る第一歩!

悪質商法や詐欺は、誰にでも起こり得る身近な問題です。講演会や教室を通じて、正しい知識を身につけ、家族や地域で見守りの輪を広げましょう。

消費者月間記念講演会

消費者保護基本法（消費者基本法の前身）施行 20 周年を契機として定められた「消費者月間」（5 月）に、記念講演会を開催します。



託児サービスもあって安心



消費生活親子一日教室

子どもが身近な消費生活に目を向けるきっかけとして、親子で楽しく学べる教室を開催します。

例：おこづかいから学ぶお金の話
エシカル消費教室 など



消費生活教室（全 6 回）

暮らしに役立つ知識を学べる連続講座です。

例：身近な消費者トラブル
老後に備えるお金の話
インターネット詐欺対策 など



開催日程などは、市民のひろば、LINE、ホームページ等でお知らせします!

鹿児島市消費生活センター

相談電話 **099-808-7500** (平日の 9:00 ~ 17:15)

※来所相談は予約制

〒892-8677 鹿児島市山下町 11 番 1 号

TEL 099-808-7512

FAX 099-808-7501

E-mail syouhi@city.kagoshima.lg.jp

ホームページ <https://www.city.kagoshima.lg.jp/>

消費者ホットライン

相談電話 **局番なしの 188**

※平日は、最寄りの消費生活相談窓口に接続されます。

※土・日・祝は、10 時~16 時

